

## 入札参加資格停止措置状況

対象業者	事由	資格停止期間
<p>丸栄調査設計株式会社 三重県松阪市大口町102番地2</p>	<p>特定跨線橋点検等業務の入札等に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。</p> <p>このことは、養老町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱別表第2第2号「独占禁止法違反」に該当するため、9カ月の資格停止を行う。</p>	<p>令和8年3月11日～ 令和8年12月10日（9カ月）</p>
<p>ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社 愛知県名古屋市市中村区 名駅5-33-10</p>	<p>特定跨線橋点検等業務の入札等に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、また、課徴金減免制度の適用事業者として公表された。</p> <p>このことは、養老町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱別表第2第2号「独占禁止法違反」及び同要綱第4条第2項に該当するため、4.5カ月の資格停止を行う。</p>	<p>令和8年3月11日～ 令和8年7月25日（4.5カ月）</p>

<p>大日コンサルタント株式会社 岐阜県岐阜市藪田南3-1-21</p>	<p>特定跨線橋点検等業務の入札等に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、また、課徴金減免制度の適用事業者として公表された。</p> <p>このことは、養老町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱別表第2第2号「独占禁止法違反」及び同要綱第4条第2項に該当するため、4.5カ月の資格停止を行う。</p>	<p>令和8年3月11日～ 令和8年7月25日（4.5カ月）</p>
<p>株式会社トーニチコンサルタント 東京都渋谷区本町1丁目13番3号</p>	<p>特定跨線橋点検等業務の入札等に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、また、課徴金減免制度の適用事業者として公表された。</p> <p>このことは、養老町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱別表第2第2号「独占禁止法違反」及び同要綱第4条第2項に該当するため、4.5カ月の資格停止を行う。</p>	<p>令和8年3月11日～ 令和8年7月25日（4.5カ月）</p>